

## 公益社団法人西宮市シルバー人材センター会員の組織活動費に関する取扱

### (目的)

第1条 この取扱いは、公益社団法人西宮市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の組織活動費について定めることを目的とする。

### (活動費)

第2条 別表1、により、組織活動費を支給する。別表1の支払い方法は、年2回(上半期末と下半期末)とし、配分金の支払い方法に準じて支給する。②

2 兼務する場合は、各々の額を支給する。③

### (委任)

第3条 この取扱いの施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。③

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会において決定する。③

### 附則

この取扱いは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月18日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年5月9日から施行する。①

### 附 則(平成27年3月18日議決)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。②

### 附則(平成30年7月25日議決)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。③

### 附則(令和元年7月30日議決)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。④

### 別表1①②③④

・地区役員・・・リーダー、サブリーダー各々月額 1,000 円 正・副班長、会計責任者各々月額 600 円

・委員会委員・・・各委員会委員各々月額 600 円